

# 障害年金審査業務マニュアル

---

日本年金機構

機密性2完全性2可用性2(業務品質管理部)

改訂履歴

日付	改訂内容
平成 29 年 4 月 1 日	制定・施行
平成 29 年 12 月 11 日	改正
平成 30 年 3 月 5 日	改正

## 障害年金審査業務マニュアル

### 目次

<b>第1章 共通編</b>	<b>1</b>
1 マニュアルを利用するにあたって	1
2 基本用語の説明	6
2-1 障害の状態	7
2-2 傷病	7
2-3 障害の程度	8
2-4 初診日・発病日	9
2-5 障害認定日	10
2-6 傷病が治った場合	11
2-7 事後重症による年金	12
2-8 はじめて2級による年金	13
3 業務フロー	14
3-1 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】の業務手順	15
3-2 年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)【様式104号】の業務手順	18
3-3 障害者特例・繰上げ調整額請求書の業務手順	
障害給付 額改定請求書【様式210号】の業務手順	
障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届【様式229—1号】の業務手順	21
3-4 障害状態確認届の業務手順	23
3-5 障害年金以外の障害認定事務の業務手順	26
<b>第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】</b>	<b>28</b>
1 受付	31
1-1 受付処理	32
1-2 引継ぎ書類の確認	34
1-3 受付控えの発送	34
2 審査	35
2-1 請求書の審査	36
2-2 添付書類の審査	40
2-3 障害年金審査支援ツールへの登録	44
3 認定	70
3-1 障害年金審査支援ツールへの登録	71
3-2 認定の事前準備	71

3-3 認定依頼	75
<b>4 返戻</b>	<b>77</b>
4-1 返戻	78
4-2 返戻後の再受付	89
<b>5 認定後審査・入力</b>	<b>90</b>
5-1 認定後審査	91
5-2 入力処理	112
5-3 入力エラー等の対応	113
5-4 最終チェック(件数及び未入力確認)	113
<b>6 決裁</b>	<b>114</b>
6-1 決裁	115
6-2 不支給・却下処分	116
<b>7 事後処理</b>	<b>117</b>
7-1 配信取得	118
7-2 年金決定者一覧表の確認	119
7-3 通知書の発送	120
7-4 中央年金センターへの回付	122
7-5 年金証書の引抜き依頼	122
7-6 障害年金審査支援ツールへの登録	122
7-7 保管	122
<b>第3章 年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)【様式104号】</b>	<b>123</b>
<b>1 受付</b>	<b>126</b>
1-1 受付処理	127
1-2 引継ぎ書類の確認	129
1-3 受付控えの発送	130
<b>2 審査</b>	<b>131</b>
2-1 請求書の審査	132
2-2 添付書類の審査	136
2-3 障害年金審査支援ツールへの登録	140
<b>3 認定</b>	<b>165</b>
3-1 障害年金審査支援ツールへの登録	166
3-2 認定の事前準備	166
3-3 認定依頼	170
<b>4 返戻</b>	<b>172</b>
4-1 返戻	173
4-2 返戻後の再受付	184
<b>5 認定後審査・入力</b>	<b>185</b>
5-1 認定後審査	186
5-2 入力処理	204

5-3 入力エラー等の対応	205
5-4 最終チェック(件数及び未入力確認)	205
<b>6 決裁</b>	<b>206</b>
6-1 決裁	207
6-2 不支給・却下処分	208
<b>7 事後処理</b>	<b>209</b>
7-1 配信取得	210
7-2 年金決定者一覧表の確認	211
7-3 通知書の発送	212
7-4 中央年金センターへの回付	214
7-5 年金証書の引抜き依頼	214
7-6 障害年金審査支援ツールへの登録	214
7-7 保管	215
<b>第4章 障害者特例・繰上げ調整額請求書</b>	<b>216</b>
<b>1 受付</b>	<b>219</b>
1-1 受付処理	220
1-2 引継ぎ書類の確認	221
<b>2 審査</b>	<b>222</b>
2-1 請求書の審査	223
2-2 診断書の審査	223
2-3 障害年金審査支援ツールへの登録	224
<b>3 認定</b>	<b>225</b>
3-1 障害年金審査支援ツールへの登録	226
3-2 認定の事前準備	226
3-3 認定依頼	229
<b>4 返戻</b>	<b>231</b>
4-1 返戻	232
4-2 返戻後の再受付	243
<b>5 認定後の事務処理</b>	<b>244</b>
5-1 認定結果の確認	245
5-2 障害年金審査支援ツールへの登録	245
<b>6 決裁</b>	<b>246</b>
6-1 決裁	247
6-2 不該当処分	248
<b>7 中央年金センターへの回付</b>	<b>249</b>
7-1 中央年金センターへの回付	250
7-2 共済組合等への回付	250

<b>第5章 障害給付 額改定請求書【様式210号】</b>	<b>251</b>
<b>1 受付</b>	<b>253</b>
1-1 受付処理	254
1-2 引継ぎ書類の確認	255
<b>2 審査</b>	<b>256</b>
2-1 請求書の審査	257
2-2 診断書等の審査	257
2-3 障害年金審査支援ツールへの登録	258
<b>3 認定</b>	<b>274</b>
3-1 障害年金審査支援ツールへの登録	275
3-2 認定の事前準備	275
3-3 認定依頼	278
<b>4 返戻</b>	<b>280</b>
4-1 返戻	281
4-2 返戻後の再受付	292
<b>5 認定後の事務処理</b>	<b>293</b>
5-1 認定結果の確認	294
5-2 障害年金審査支援ツールへの登録	294
<b>6 決裁</b>	<b>295</b>
6-1 決裁	296
6-2 非改定・却下処分	297
<b>7 中央年金センターへの回付</b>	<b>298</b>
7-1 中央年金センターへの回付	299
<b>第6章 障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届</b>	<b>300</b>
<b>1 受付</b>	<b>306</b>
1-1 受付処理	307
1-2 引継ぎ書類の確認	308
<b>2 審査</b>	<b>309</b>
2-1 届書の審査	310
2-2 診断書の審査	310
2-3 障害年金審査支援ツールへの登録	310
<b>3 認定</b>	<b>311</b>
3-1 障害年金審査支援ツールへの登録	312
3-2 認定の事前準備	312
3-3 認定依頼	315
<b>4 返戻</b>	<b>317</b>
4-1 返戻	318
4-2 返戻後の再受付	329

<b>5 認定後の事務処理</b>	<b>330</b>
5-1 認定結果の確認	331
5-2 障害年金審査支援ツールへの登録	331
<b>6 決裁</b>	<b>332</b>
6-1 決裁	333
<b>7 中央年金センターへの回付</b>	<b>334</b>
7-1 中央年金センターへの回付	335
<b>第7章 障害状態確認届</b>	<b>336</b>
<b>1 発送・受付</b>	<b>338</b>
1-1 発送業務	339
1-2 受付処理	340
1-3 引継ぎ書類の確認	342
<b>2 審査</b>	<b>346</b>
2-1 障害状態確認届の審査	347
2-2 障害年金審査支援ツールへの登録	351
<b>3 認定</b>	<b>352</b>
3-1 障害年金審査支援ツールへの登録	353
3-2 認定の事前準備	353
3-3 認定依頼	356
3-4 サテライト拠点における認定	358
<b>4 返戻</b>	<b>360</b>
4-1 返戻	361
4-2 返戻後の再受付	372
<b>5 入力処理</b>	<b>373</b>
5-1 障害状態確認届の上部と診断書部分の分離	374
5-2 障害状態確認届の差止解除データの回付	374
5-3 障害状態確認届認定終了後の事務	375
5-4 認定結果の入力処理・データ作成	378
<b>6 事後処理</b>	<b>379</b>
6-1 障害年金審査支援ツールへの登録	380
6-2 編綴・保管	381
6-3 提出勤奨	381
6-4 通知送付	381
6-5 各種統計	382
<b>7 旧三共済にかかる障害状態確認届の事務処理</b>	<b>383</b>
<b>第8章 障害年金以外の障害認定事務</b>	<b>385</b>
<b>1 受付</b>	<b>386</b>
1-1 受付処理	387

1-2 引継ぎ書類の確認	388
<b>2 審査</b>	<b>390</b>
2-1 審査	391
2-2 障害年金審査支援ツールへの登録	391
<b>3 認定</b>	<b>392</b>
3-1 障害年金審査支援ツールへの登録	393
3-2 認定の事前準備	393
3-3 認定依頼	397
<b>4 返戻</b>	<b>399</b>
4-1 返戻	400
4-2 返戻後の再受付	401
<b>5 回答</b>	<b>402</b>
5-1 認定結果の確認	403
5-2 回答	403
5-3 障害年金審査支援ツールへの登録	404
5-4 編綴・保管	404
<b>第9章 共通資料</b>	<b>407</b>
共通資料1 傷病コード及び診断書コード一覧	408
共通資料2 診断書様式ごとの留意事項	409
共通資料3 年金給付受付システム 処理状態コード表	439

## 第1章 共通編

# 1. マニュアルを利用する にあたって

**[本マニュアルの構成内容]**

本マニュアルは、1つの業務(届出)について、障害年金センターにおける業務手順と業務に必要な資料を示したものである。

新たに障害年金センターに配属された職員が理解しておくべき基本的な事項については、届書ごとに「受付」「審査」「認定」「入力」「事後処理」などの項目に分けて記載している。

また、各章に共通する資料については、「共通資料」として記載している。

各章のタイトル	内容
第1章 共通編	基本的な用語の説明、事務担当者と業務手順を明確に示した業務フロー
第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】	国民年金 障害給付の基本的な業務手順
第3章 年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)【様式104号】	厚生年金保険 障害給付の基本的な業務手順
第4章 障害者特例・繰上げ調整額請求書	障害者特例・繰上げ調整額請求書の基本的な業務手順
第5章 障害給付 額改定請求書【様式210号】	障害給付 額改定請求書の基本的な業務手順
第6章 障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届【様式229—1号】	障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届の基本的な業務手順
第7章 障害状態確認届	障害状態確認届の基本的な業務手順
第8章 障害年金以外の障害認定事務	障害年金以外の障害認定事務の基本的な業務手順
第9章 共通資料	各章に共通する診断書ごとの基本的な確認事項等の資料

[根拠条文について]

本書において使用した根拠条文の略称の主なものは次のとおりである。

- 国年法・・・国民年金法
- 厚年法・・・厚生年金保険法
- 国年法附・・・国民年金法附則
- 厚年法附・・・厚生年金保険法附則
- 国年令・・・国民年金法施行令
- 厚年令・・・厚生年金保険法施行令
- 国年則・・・国民年金法施行規則
- 厚年則・・・厚生年金保険法施行規則
- 55改附・・・厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第82号）附則
- 60改附・・・国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則
- 元改附・・・国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第86号）附則
- 6改附・・・国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号）附則
- 8改附・・・厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則
- 12改附・・・国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）附則
- 13改附・・・厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則
- 16改附・・・国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則
- 61措置令・・・国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）
- 元措置令・・・国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第337号）
- 6措置令・・・国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成6年政令第348号）
- 9措置令・・・厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成9年政令第85号）
- 14措置令・・・厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成14年政令第44号）

- 改定政令・・・国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年政令第75号）
  - 船保法・・・船員保険法
  - 船保令・・・船員保険法施行令
  - 沖縄措置令・・・沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）
  - 旧国年法・・・旧国民年金法
  - 旧厚年法・・・旧厚生年金保険法
  - 時効特例法・・・厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律
  - 機能強化法・・・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）
  - 一元化法・・・被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）
- 記載例：「国年法90条1項5号」の場合、国民年金法第90条第1項第5号であることを示している。「厚年令別表1」の場合、厚生年金保険法施行令別表第1であることを示している。

## [用語の定義]

本マニュアルにおいて使用する次の語句の定義は以下のとおり。

共済組合等・・・国家公務員共済組合、地方職員共済組合及び私立学校教職員共済制度の総称

国共厚年・・・国家公務員共済組合の組合員たる期間に係る厚生年金保険(第2号厚年)

地共厚年・・・地方公務員共済組合の組合員たる期間に係る厚生年金保険(第3号厚年)

私学厚年・・・私立学校教職員共済制度の加入者たる期間に係る厚生年金保険(第4号厚年)

一般厚年・・・国共厚年、地共厚年、私学厚年以外の厚生年金保険(第1号厚年)

共済厚年・・・国共厚年、地共厚年、私学厚年の総称

国共厚年期間・・・国共厚年の被保険者期間(第2号厚年被保険者期間)

地共厚年期間・・・地共厚年の被保険者期間(第3号厚年被保険者期間)

私学厚年期間・・・私学厚年の被保険者期間(第4号厚年被保険者期間)

一般厚年期間・・・一般厚年の被保険者期間

加入種類・・・厚生年金保険の被保険者期間のうち、国共厚年、地共厚年、私学厚年、一般厚年の別

複数の加入種類の厚年期間・・・一般厚年、国共厚年、地共厚年及び私学厚年のうち、二以上の被保険者期間

共済厚年期間・・・国共厚年、地共厚年、私学厚年の被保険者期間の総称

実施機関・・・一般厚年期間に関する給付事務を行う日本年金機構及び共済厚年期間に関する給付事務を行う各共済団体

認定・・・障害の程度の認定

(注)単に「厚生年金保険」という時は、国共、地共、私学、一般の全てを表している。

第1章  
共通編

2. 基本用語の説明

## 第1章 共通編

### 2 基本用語の説明

#### 2 基本用語の説明

##### 2-1 障害の状態

障害基礎年金、障害厚生年金及び障害手当金が支給される「障害の状態」とは、身体又は精神に、国年令別表(厚年令3条の8において厚生年金保険の1級及び2級の障害の状態とされる場合を含む。)、厚年令別表1及び厚年令別表2に定める程度の障害の状態があり、かつ、その状態が永続的に回復しないか、又は、長期にわたって回復しない状態をいう。

##### 2-2 傷病

###### (1) 傷病

疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病を総称したものをいう。

###### (2) 起因する疾病

前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病が起こらなかったであろうというように、前の疾病又は負傷との間に相当因果関係があると認められる場合をいい、負傷は含まれないものである。

###### (注) 相当因果関係の考え方

個々のケースによるが、前の疾病又は負傷がなかったならば、後の疾病が起こらなかったであろうと認められる場合は、相当因果関係ありと見て前後の傷病を同一傷病として取り扱う。ただし、通常、後の疾病には負傷は含まれない。

なお、具体的な例は次のとおり。

(相当因果関係ありとして取り扱われることが多いもの)

- ① 糖尿病と糖尿病性網膜症又は糖尿病性腎症、糖尿病性壊疽(糖尿病性神経障害、糖尿病性動脈閉鎖症)は、相当因果関係ありとして取り扱う。
- ② 糸球体腎炎(ネフローゼを含む)、多発性のう胞腎、慢性腎炎に罹患し、その後慢性腎不全を生じたものは、両者の期間が長いものであっても、相当因果関係ありとして取り扱う。
- ③ 肝炎と肝硬変は、相当因果関係ありとして取り扱う。
- ④ 結核の化学療法による副作用として聴力障害を生じた場合は、相当因果関係ありとして取り扱われる。
- ⑤ 手術等による輸血により肝炎を併発した場合は、相当因果関係ありとして取り扱う。
- ⑥ ステロイドの投薬による副作用で大腿骨頭無腐性壊死が生じたことが明らかな場合には、相当因果関係ありとして取り扱う。
- ⑦ 事故又は脳血管疾患による精神障害がある場合は、相当因果関係ありとして取り扱う。
- ⑧ 肺疾患に罹患し手術を行い、その後、呼吸不全を生じたものは、肺手術と呼吸

## 第1章 共通編

### 2 基本用語の説明

不全発生までの期間が長いものであっても、相当因果関係ありとして取り扱われる。

- ⑨ 転移性悪性新生物は、原発とされるものと組織上一致するか否か、転移であることを確認できたものは、相当因果関係ありとして取り扱われる。

(相当因果関係なしとして取り扱われることが多いもの)

- ① 高血圧と脳出血又は脳梗塞は、相当因果関係なしとして取り扱う。  
② 糖尿病と脳出血又は脳梗塞は、相当因果関係なしとして取り扱う。  
③ 近視と黄斑部変性、網膜剥離又は視神経萎縮は、相当因果関係なしとして取り扱う。

#### 2-3 障害の程度

障害の程度を認定する場合の基準となるものは、国年令別表、厚年令別表第1及び厚年令別表第2に規定されているところであるが、その障害の状態の基本は、次のとおりである。

##### (1)1級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもとする。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものである。

##### (2)2級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。

例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

##### (3)3級

労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。

また、「傷病が治らないもの」にあつては、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のもとする。(「傷病が治らないもの」については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の第3の第1章に定める障害手当金に

## 第1章 共通編

## 2 基本用語の説明

該当する程度の障害の状態がある場合であっても3級に該当する。)

## (4)障害手当金

「傷病が治ったもの」であって、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとする。

## 2-4 初診日・発病日

## (1)初診日

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。障害基礎年金については、国民年金被保険者期間中や20歳前の国民年金に加入できないときに初診日がある傷病により、障害の状態になったことなどが要件とされており、障害厚生年金については、昭和61年4月1日以後の厚生年金被保険者期間中に初診日がある傷病により、障害の状態になったことが支給要件とされている。

具体的には次のような場合を初診日とする。

- ① 初めて診療を受けた日(治療行為又は療養に関する指示があった日)
- ② 同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
- ③ 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日
- ④ 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名が記載されていた場合であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
- ⑤ じん肺症(じん肺結核を含む。)については、じん肺と診断された日
- ⑥ 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
- ⑦ 健康診断を受けた日(健診日)は原則、初診日として取り扱わないが、初診時(1番最初に受診した医療機関)の医師の証明が添付できない場合であって、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、請求者から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健診日を初診日として取り扱うことができる。
- ⑧ 先天性の知的障害(精神遅滞)は誕生日
- ⑨ 先天性心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
- ⑩ 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は誕生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日

## (2)発病日

一般的に傷病の発病時期は、自覚的、他覚的に症状が認められた時とするのが原則である。ただし、先天性の傷病にあつては、潜在的な発病が認められたとしても通常に勤務していた場合は、症状が自覚されたとき又は検査で異常が発見され

## 【補足】

知的障害が伴わない発達障害は、自覚症状があつて初めて診療を受けた日が初診日となる(左記⑧とは取扱いが異なる)。

## 第1章 共通編

### 2 基本用語の説明

たときをもって発病とする。障害厚生年金については、昭和61年4月1日以前の厚生年金被保険者である間に発病した傷病により、障害の状態になったことが支給要件となっている。

具体的には、次のような場合を発病日とする。

- ① 医師の診療を受ける前に本人の自覚症状が現れた場合は、その日が発病日となる。
- ② 自覚症状が現れずに医師の診療を受けた場合は、初診日が発病日となる。
- ③ 慢性的疾患(糖尿病、腎不全等)のように傷病の病歴が引き続いている場合は、最も古い発病日が当該傷病の発病日となる。
- ④ 過去の傷病が治癒(社会的治癒を含む)し再度発症した場合は、再度発症した日が発病日となる。
- ⑤ 健康診断で異常が発見された場合は、異常の程度により健康診断日を発病日とする。
- ⑥ 事故の場合は、事故が発生した日が発病日となる。
- ⑦ じん肺症(じん肺結核を含む)については、永年にわたり鉱山又は石工等の業務に従事し、珪石粉塵を徐々に吸入した結果発する業務上の疾病であり、その業務に従事した厚生年金保険の被保険者期間があれば、被保険者期間中の発病とする。

なお、確認資料として、厚生労働省労働基準局発行のじん肺管理区分決定通知書及びじん肺健康診断結果証明書の添付が必要となる。

- ⑧ 先天性心疾患、網膜色素変性症等については、通常に勤務し厚生年金保険の被保険者期間中に具体的な症状が出現した場合は、その日が発病日となる。
- ⑨ 先天性股関節脱臼については、完全脱臼したままで生育した場合は、厚生年金保険の期間外発病となるが、それ以外のもので青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、症状が発症した日を発病日とする。

#### 2-5 障害認定日

障害認定日とは、障害の程度の認定を行う日のことをいう。具体的には、初診日から起算して1年6月を経過した日(初診日が平成25年8月31日の場合は、平成27年2月28日となる。)か、その期間内に治った場合は治った日(症状が固定した日)のことをいう。

また、20歳前に初診日がある場合は、初診日から起算して1年6月経過した日が20歳前にある場合は20歳に到達した日、20歳後にある場合は1年6月経過した日のことをいう。

なお、厚生年金保険の障害手当金については、初診日から5年以内に傷病が治った時点でその障害の程度が障害手当金に該当するかを認定する。

## 第1章 共通編

## 2 基本用語の説明

## 2-6 傷病が治った場合

「傷病が治った状態」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的にその傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいう。

当該状態に至った場合、初診日から起算して1年6月を経過する前に障害認定日として取り扱う。具体的には、次のとおり。

診断書	傷病が治った状態	障害認定日	障害等級
聴覚等	喉頭全摘出	喉頭全摘出日	2級
肢体	人工骨頭、人工関節を挿入置換	挿入置換日	上肢3大関節又は下肢3大関節に人工関節を挿入置換した場合、原則3級(※1)
	切断又は離断による肢体の障害	切断又は離断日(障害手当金は創面治癒日)	1肢の切断で2級、2肢の切断で1級 一下肢のショパール関節以上で欠くと2級、リスフラン関節以上で欠くと3級
	脳血管障害による機能障害	初診日から6月経過した日以後(※2)	
呼吸	在宅酸素療法	開始日(常時使用の場合)	3級(常時(24時間)使用の場合)
循環器(心臓)	人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)	装着日	3級
	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日又は装着日	1級(術後の経過で等級の見直しがある)
	CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日	重症心不全の場合は2級(術後の経過で等級の見直しがある)
	胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換日	3級(一般状態区分が「イ」か「ウ」の場合)
腎臓	人工透析療法	透析開始日から起算して3月を経過した日	2級
他	人工肛門造設、尿路変更術	造設日又は手術日から起算して6月経過した日	左記のいずれか1つで3級(※3)
	新膀胱造設	造設日	3級(※3)
	遷延性植物状態	状態に至った日から起算して3月を経過した日以後(※4)	1級

※1 人工関節又は人工骨頭を挿入置換した場合は、診断書の内容によっては、障害等級の目安より上位等級となることがある。

※2 脳血管障害により機能障害を残しているときは、初診日から起算して6月経過した日以降に医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められるときに認定されるので、請求すれば必ず認められるものではない。

また、初診日から起算して6月目に必ず症状が固定するとみなされるわけでは

【参照】  
人工血管・心臓移植・人工心臓・CRT・CRT-Dについては、【給付情2011-93】を参照

【参照】  
平成24年5月30日【給付指2012-126】「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正」(指し・依頼)参照

## 第1章 共通編

### 2 基本用語の説明

なく、初診日から起算して6月を経過するまでは、症状が固定しているとは認められないということ。

なお、症状が固定していないと認定されて不支給となった場合も、初診日から起算して1年6月を経過する前に症状が固定した場合は、改めてその症状固定した日を障害認定日として障害認定日請求を行うことが可能。

※3 人工肛門を造設した場合、次のいずれかに該当する場合は2級とし、障害認定日は次のとおり取り扱う。

- ① 人工肛門を造設し、かつ、新膀胱を造設した場合。障害認定日は、人工肛門を造設した日から起算して6月を経過した日又は新膀胱を造設した日のいずれか遅い日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする。
- ② 人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施した場合。障害認定日は、人工肛門を造設した日又は尿路変更術を行った日のいずれか遅い日から起算して6月を経過した日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする。
- ③ 人工肛門を造設し、かつ、完全排尿障害状態にある場合。障害認定日は、人工肛門を造設した日又は完全排尿障害状態に至った日のいずれか遅い日から起算して6月を経過した日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする。

【参照】  
障害認定日の取扱いは、  
【給付情2015-44】の  
「Ⅳ 第18節/その他の  
疾患による障害(人工肛門  
等) Q3」を参照

※4 遷延性植物状態は、次の①～⑥に該当し、かつ、3月以上継続しほぼ固定している状態において診断されることになるが、障害認定日を判断する際の起算日は、診断基準の6項目に該当した日になる。遷延性植物状態の診断が確定してから、3月を経過した日ではない。

＜遷延性植物状態の診断基準の6項目＞

- ① 自力で移動できない
- ② 自力で食物を摂取できない
- ③ 糞尿失禁をみる
- ④ 目で物を追うが認識できない
- ⑤ 簡単な命令には応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通ができない
- ⑥ 声は出るが意味のある発語ではない

【参照】  
障害認定日の取扱いは、  
【給付情2014-31】  
の「Ⅲ 第18節/その他  
の疾患による障害(人工肛  
門等) Q4, 5」を参照

#### 2-7 事後重症による年金

「事後重症による年金」とは、障害認定日において政令で定める障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなかった場合で、当該傷病による障害により65歳に達する日の前日までに政令で定める障害等級に該当する程度の障害の状態に該当し、かつ、65歳に達する日の前日までに裁定請求のあった場合に支給する年金をいう。

この場合、年金請求書の受付日が受給権発生日となり、支給開始は請求日の翌月からとなる。

## 第1章 共通編

### 2 基本用語の説明

#### 2-8 はじめて2級による年金

「はじめて2級による年金」とは、障害等級の1級又は2級に該当しない程度の障害の状態(障害等級3級以下)にある者が、新たに生じた3級以下の傷病(以下「基準傷病」という。)により基準傷病の障害認定日以降65歳に達する日の前日までに、基準傷病による障害と他の障害とを併せ、初めて障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になったときに、請求することによって支給される障害年金をいう。

この場合、初めて1級又は2級の状態を確認できた日(診断書の現症日や人工臓器等を装着した日等)が支給権発生日となり、支給開始は請求日の翌月からとなる。

## 第1章 共通編

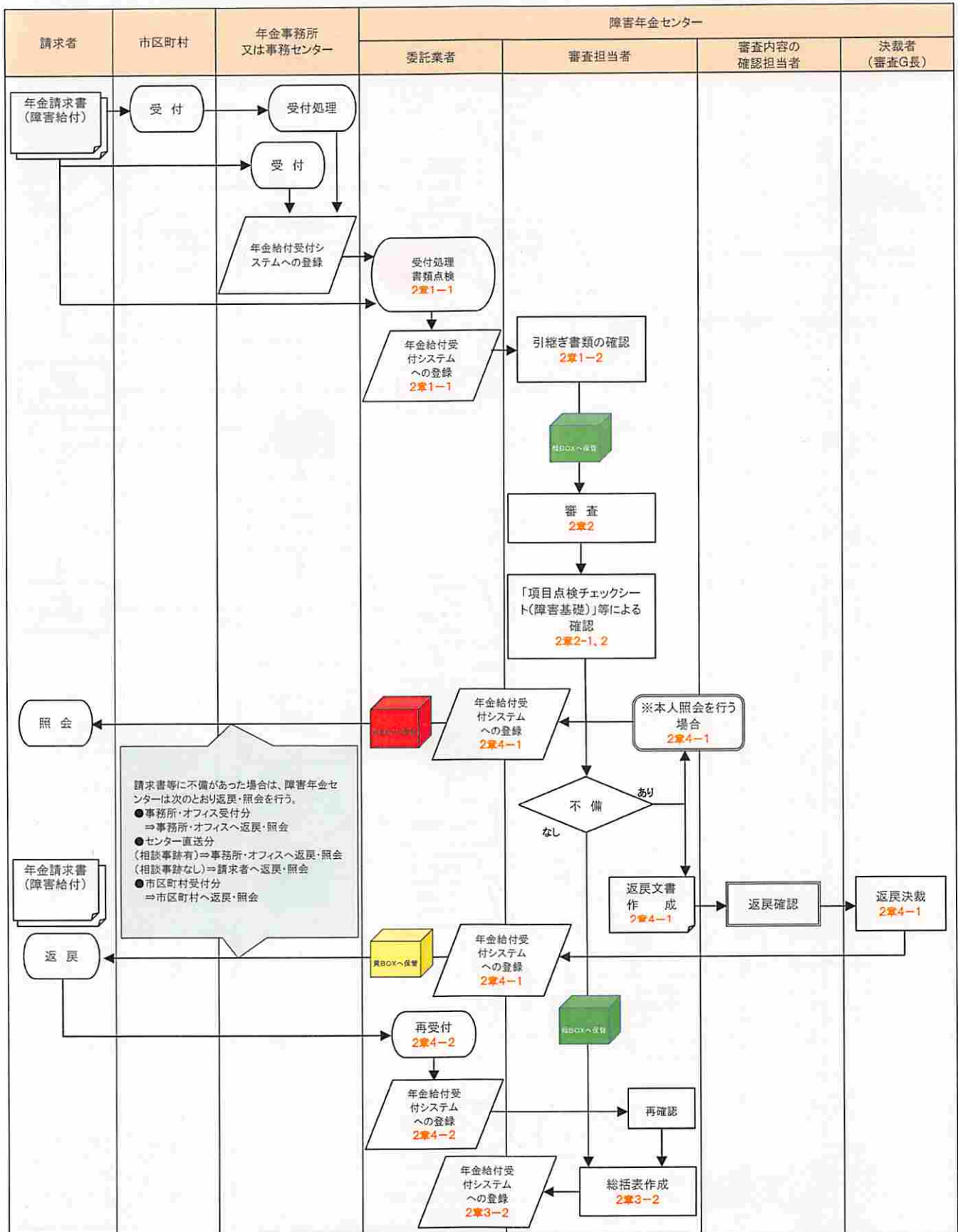
### 3. 業務フロー

# 第1章 共通編

## 3 業務フロー

### 3-1 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】の業務手順

#### ① [窓口受付～年金給付受付システムへの登録(認定中)] (1/3)

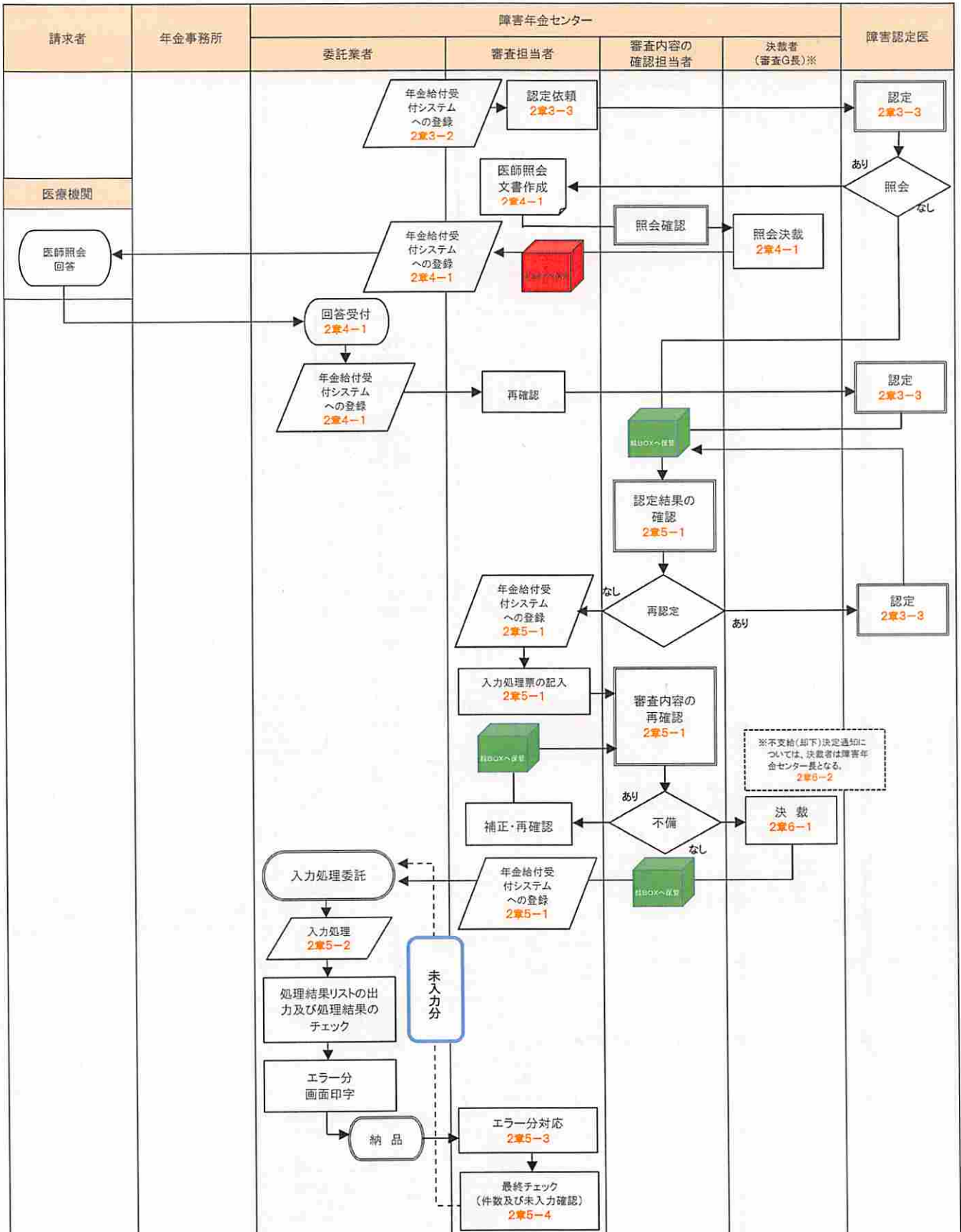


# 第1章 共通編

## 3 業務フロー

### 3-1 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】の業務手順

#### ② [年金給付受付システムへの登録(認定中)~最終チェック] (2/3)

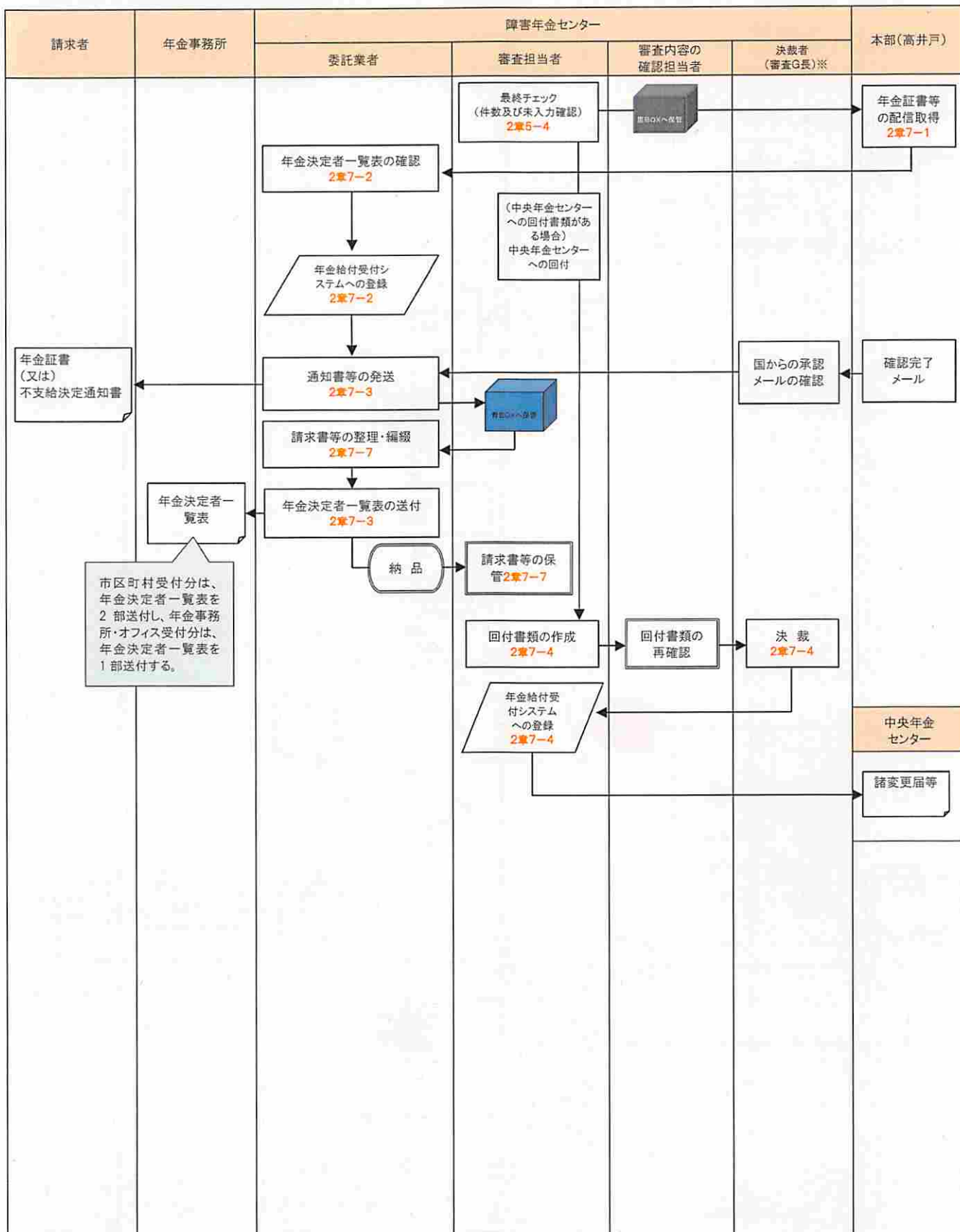


# 第1章 共通編

## 3 業務フロー

### 3-1 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】の業務手順

#### ② [最終チェック～請求書等の保管] (3/3)

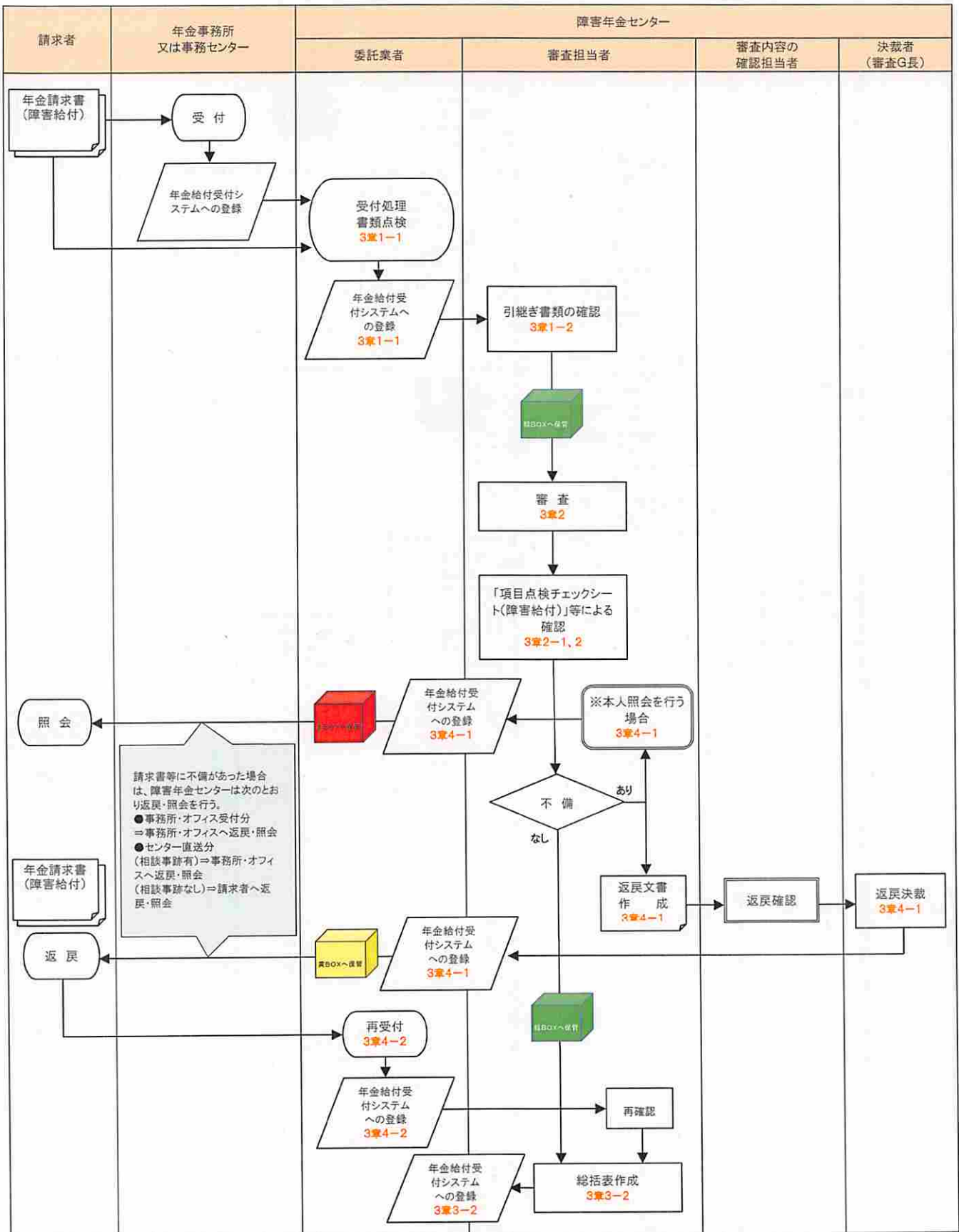


第1章 共通編

3 業務フロー

3-2 年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)【様式104号】の業務手順

① [窓口受付～年金給付受付システムへの登録(認定中)] (1/3)



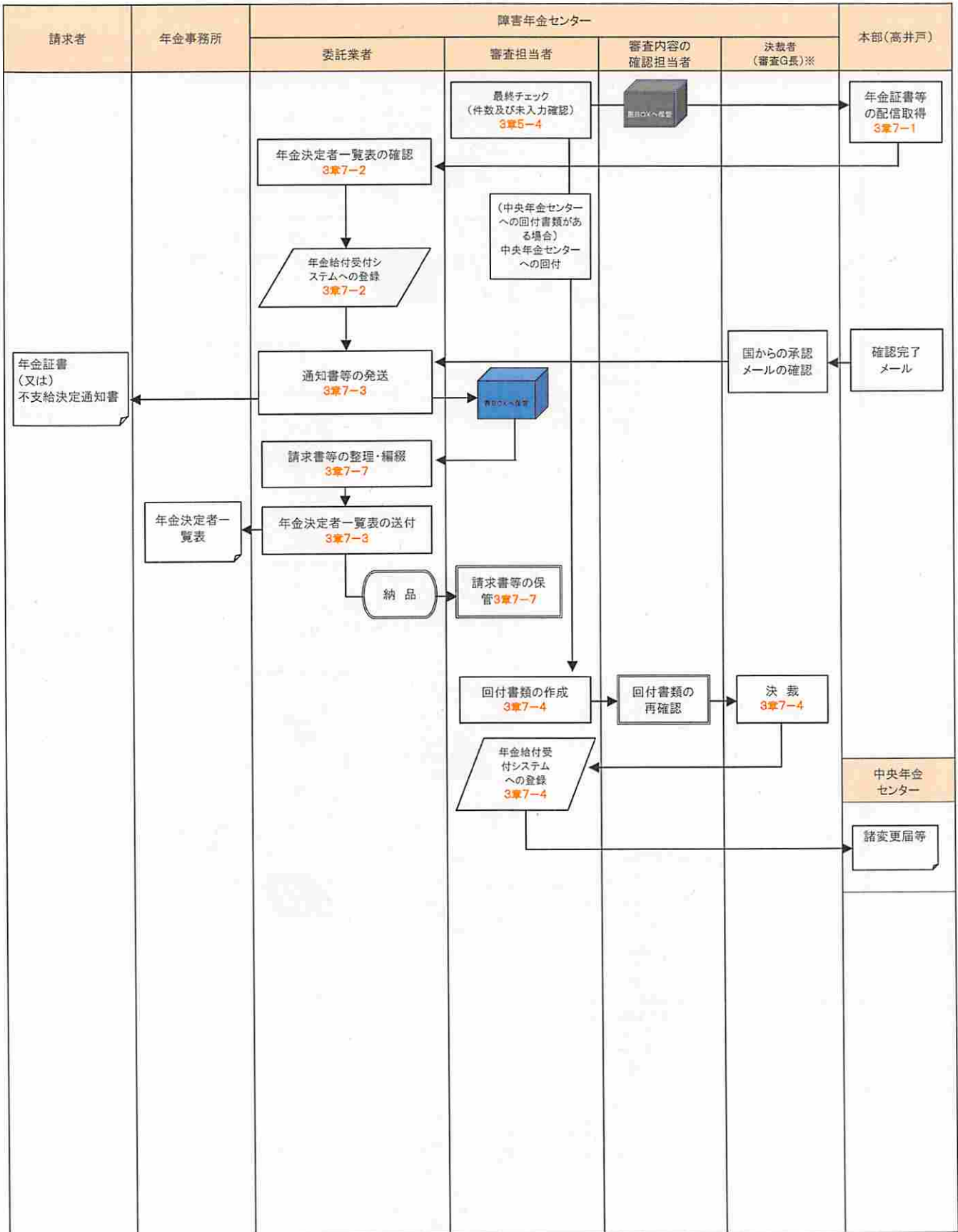


第1章 共通編

3 業務フロー

3-2 年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)【様式104号】の業務手順

② [最終チェック～請求書等の保管] (3/3)

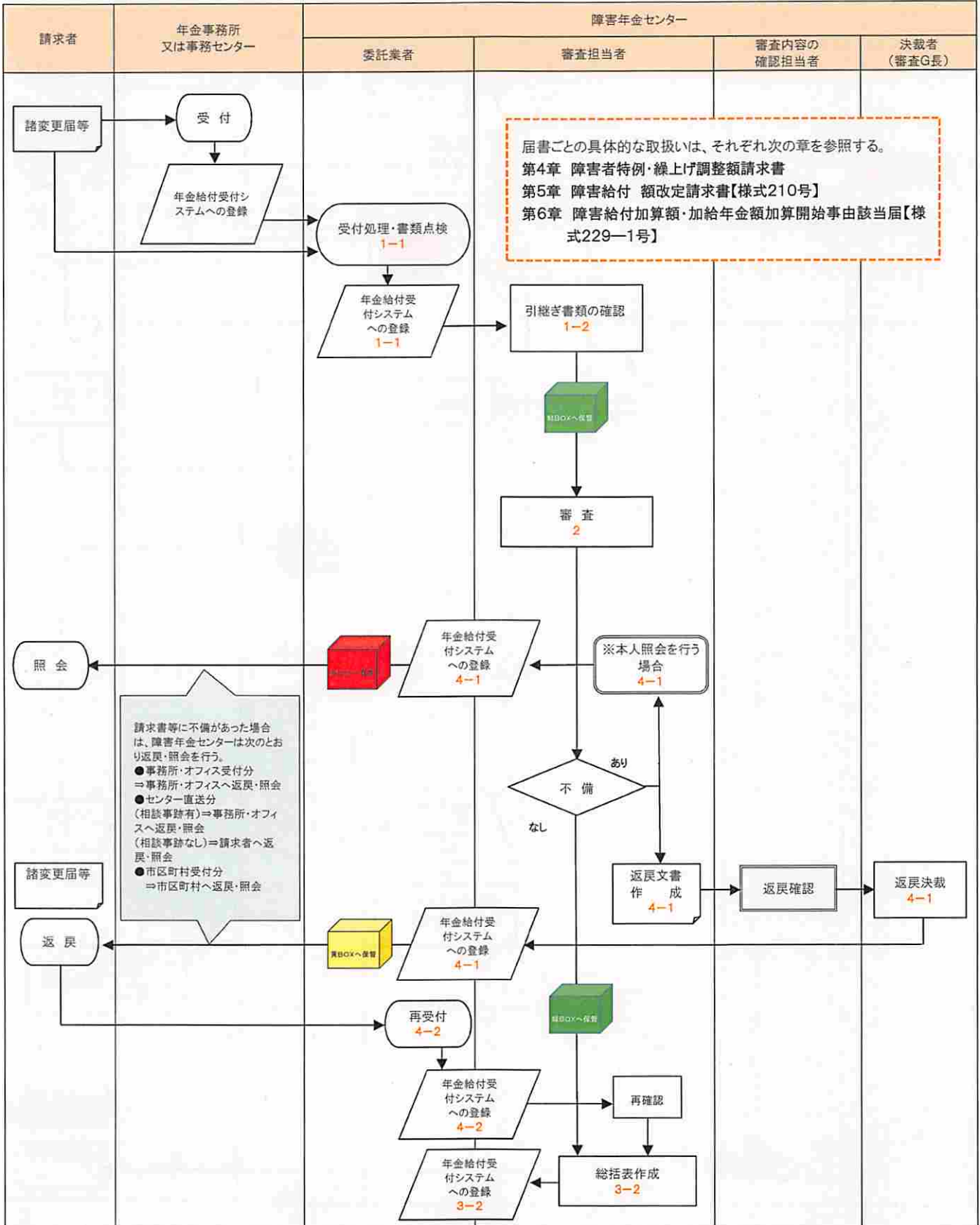


第1章 共通編

3 業務フロー

3-3 障害者特例・繰上げ調整額請求書・障害給付 額改定請求書【様式210号】・障害給付加算額・加給年金 額加算開始事由該当届【様式229-1号】の業務手順

① [窓口受付～年金給付受付システムへの登録(認定中)] (1/2)

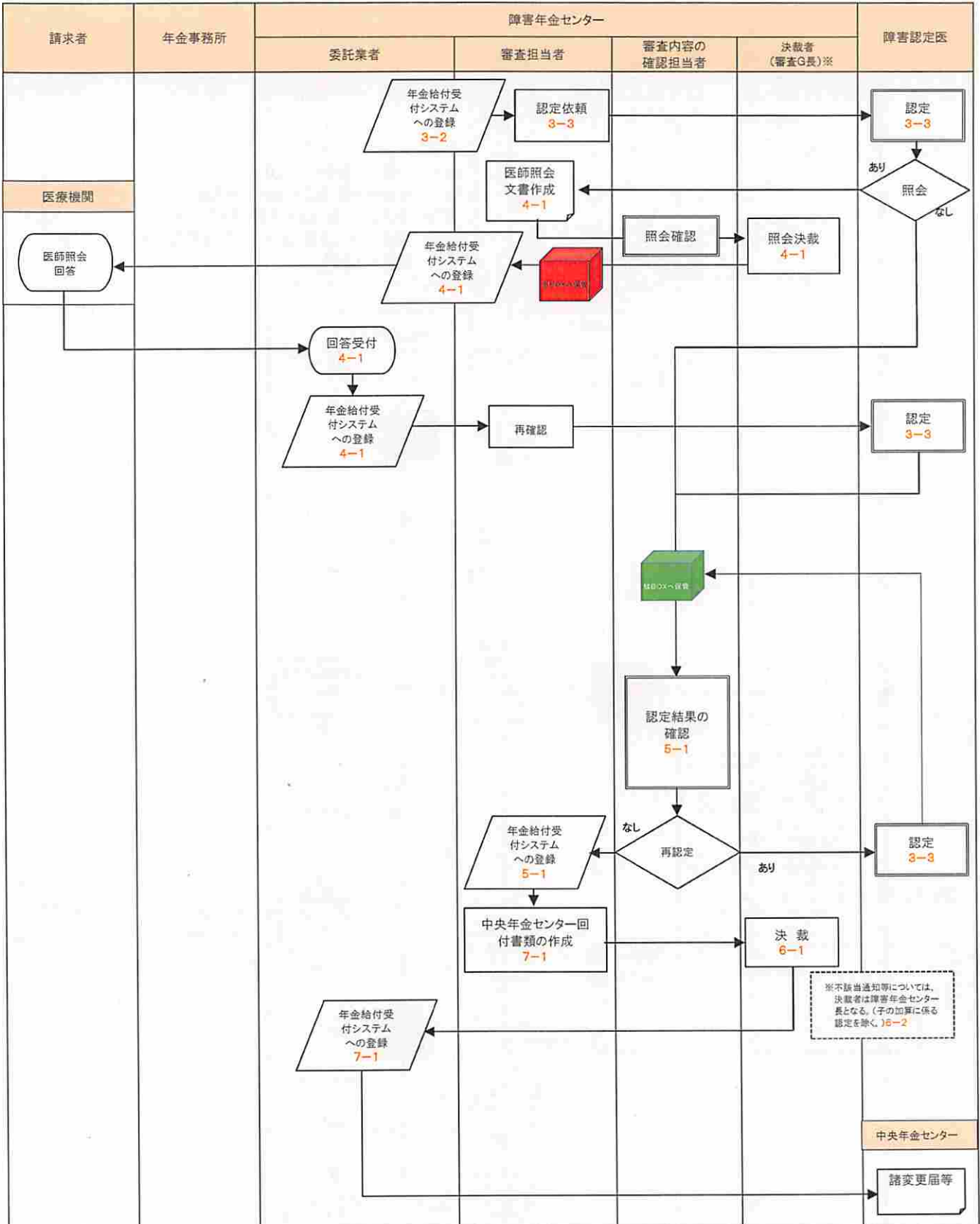


第1章 共通編

3 業務フロー

3-3 障害者特例・繰上げ調整額請求書・障害給付額改定請求書【様式210号】・障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届【様式229-1号】の業務手順

② [年金給付受付システムへの登録(認定中)~中央年金センターへの回付] (2/2)

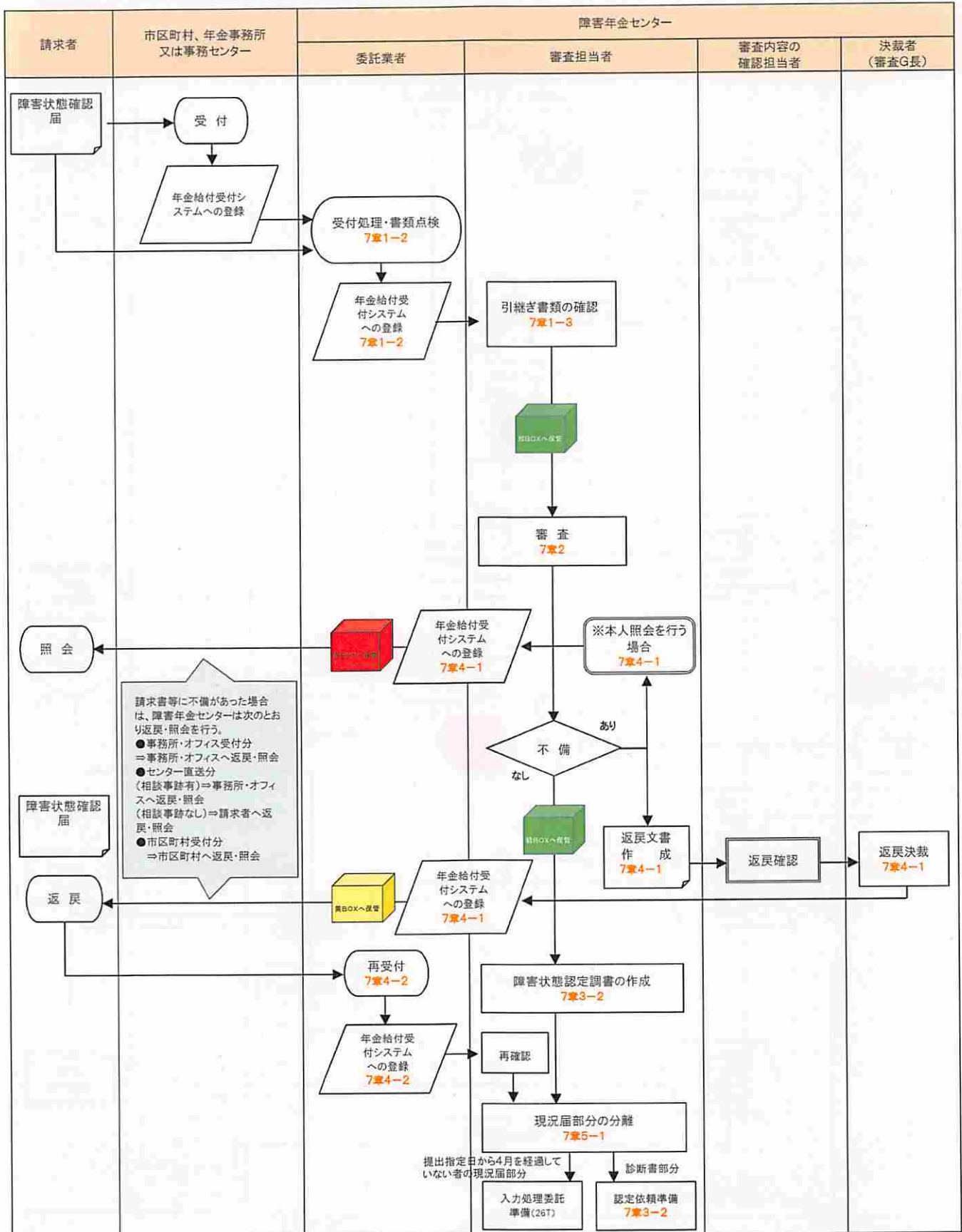


第1章 共通編

3 業務フロー

3-4 障害状態確認届の業務手順

① [窓口受付～入力処理委託準備・認定依頼準備] (1/3)

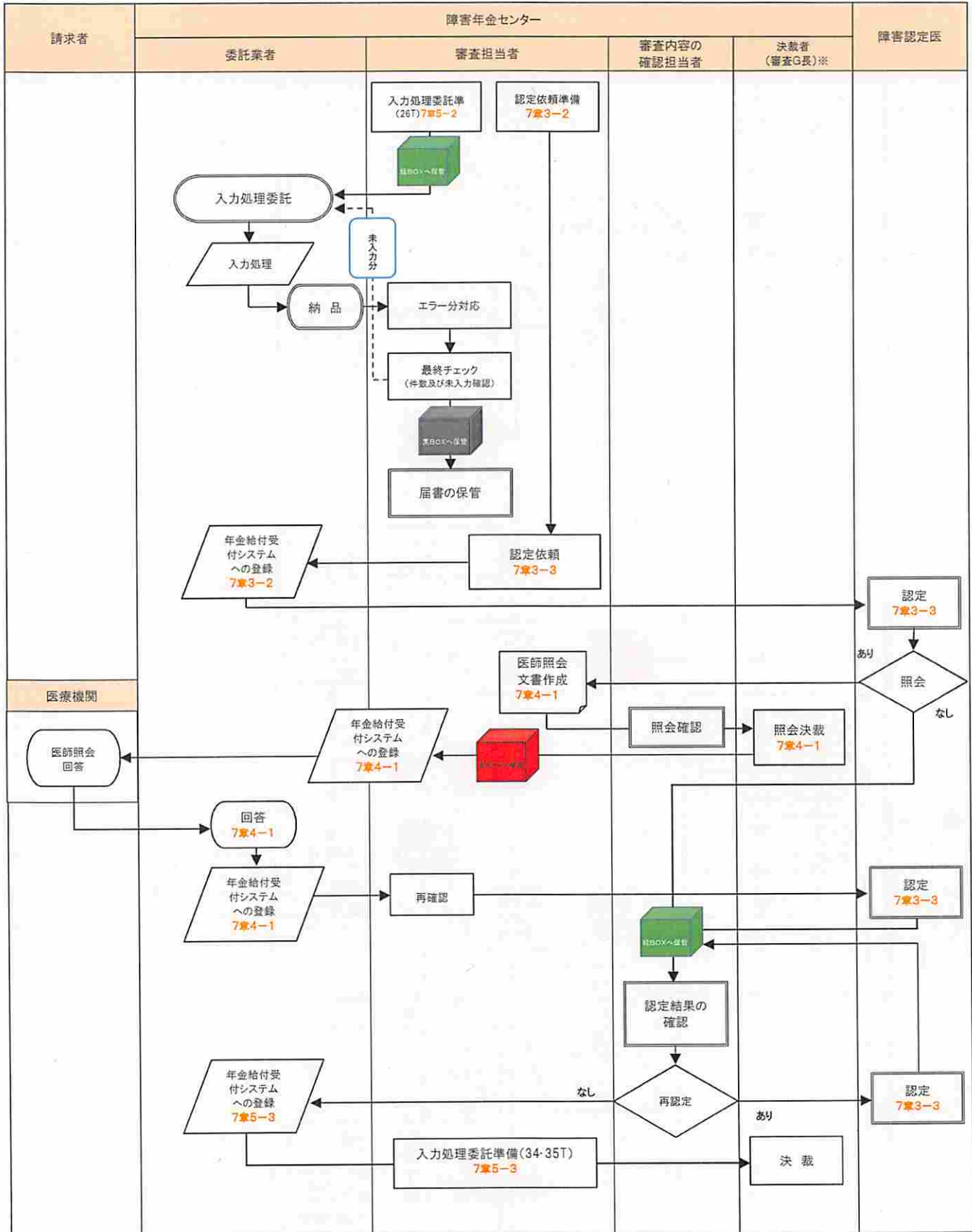


# 第1章 共通編

## 3 業務フロー

### 3-4 障害状態確認届の業務手順

#### ② [入力処理委託準備・認定依頼準備～決裁] (2/3)

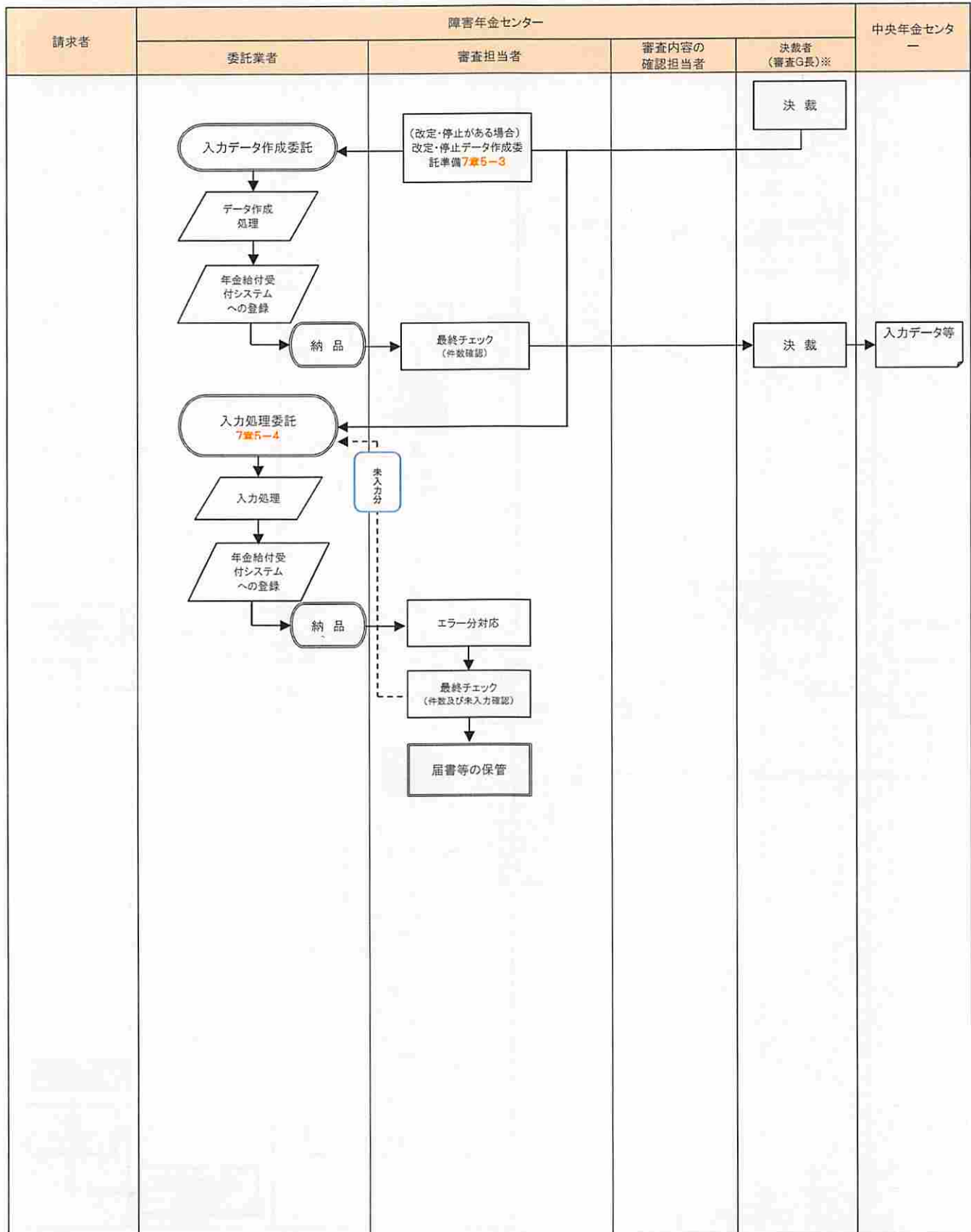


第1章 共通編

3 業務フロー

3-4 障害状態確認届の業務手順

② [決裁～届書等の保管] (3/3)

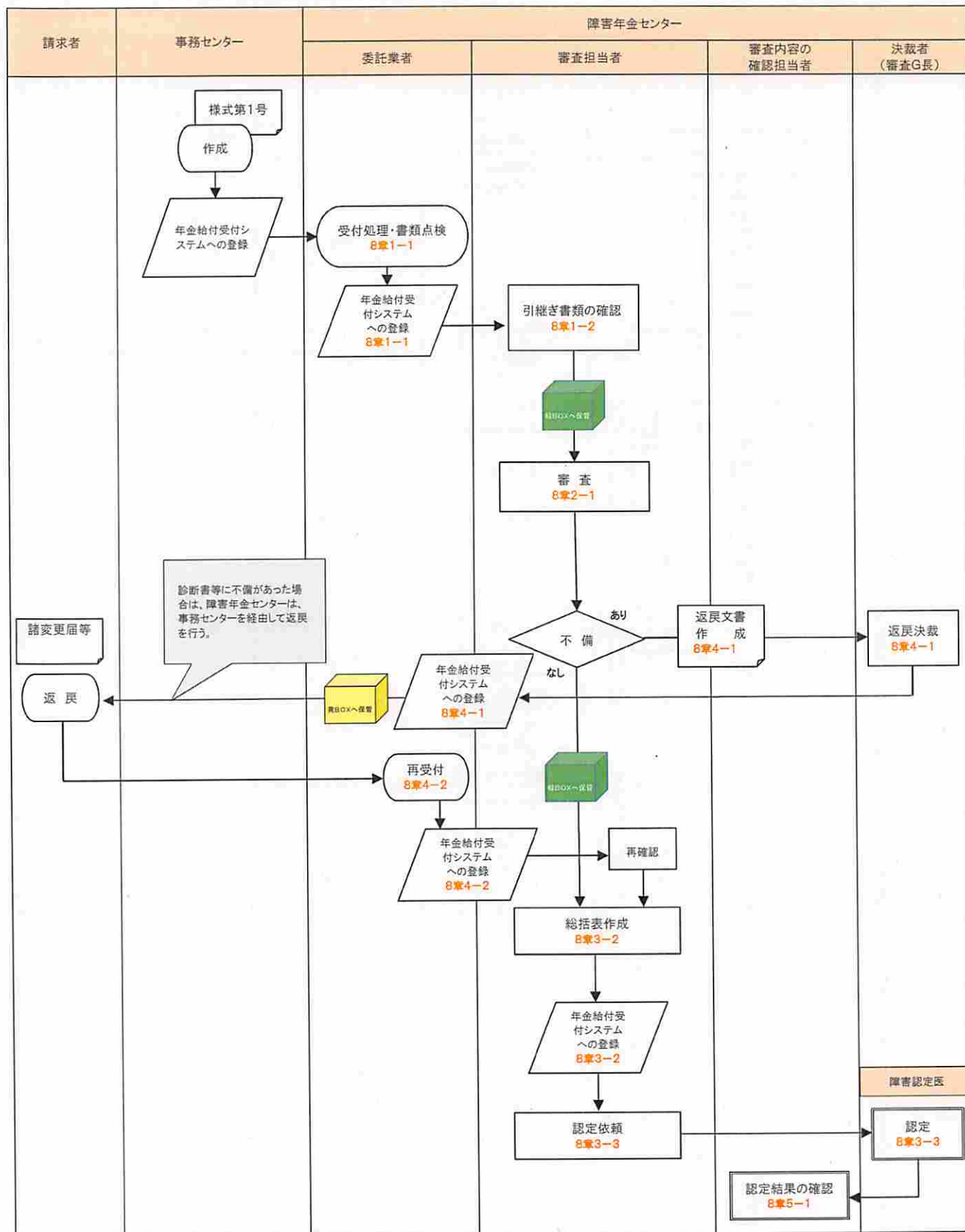


第1章 共通編

3 業務フロー

3-5 障害年金以外の障害認定事務の業務手順

① [事務センター様式第1号作成～認定結果の確認] (1/2)

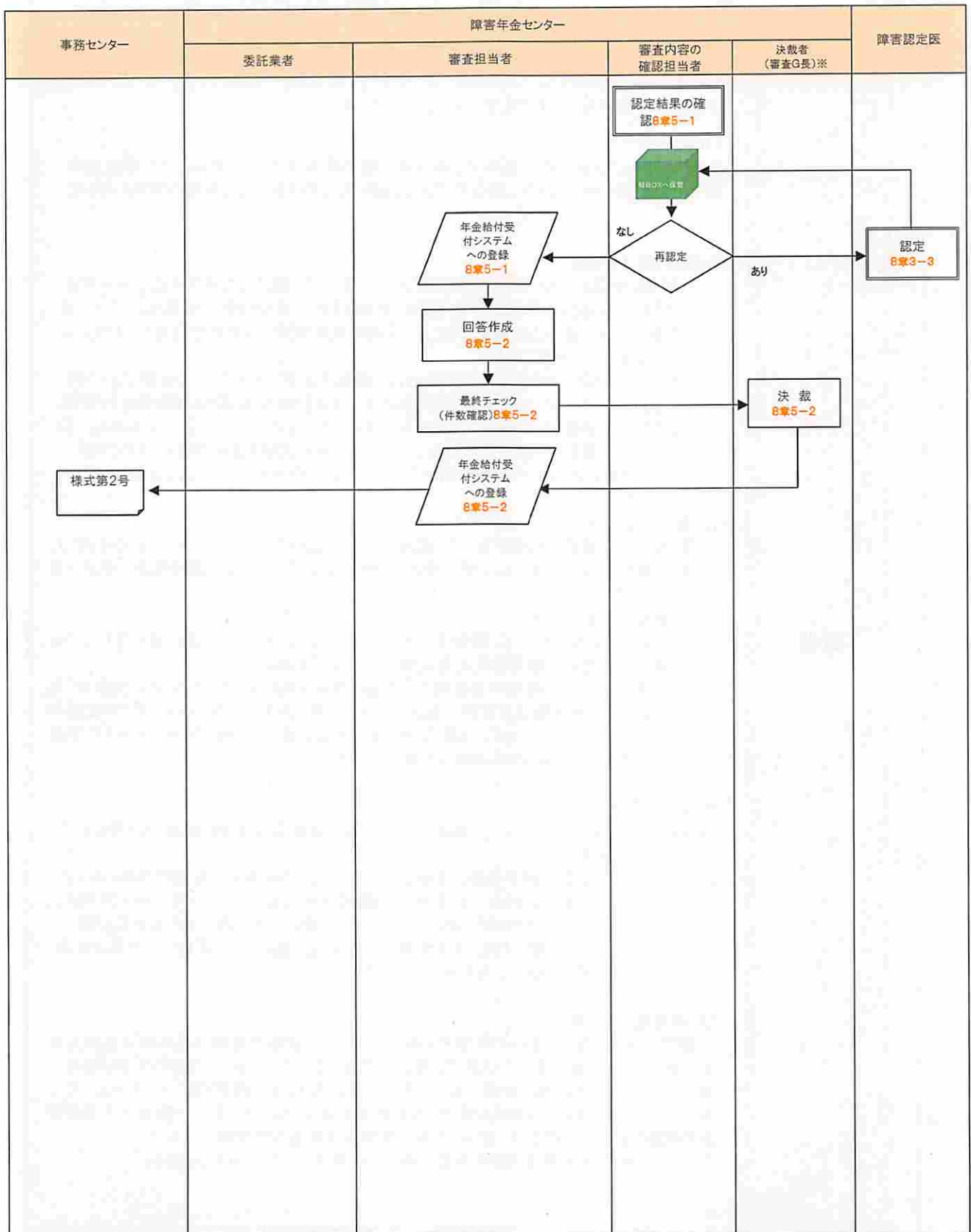


第1章 共通編

3 業務フロー

3-5 障害年金以外の障害認定事務の業務手順

② [認定結果の確認～事務センターへの回答送付] (2/2)



## 第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金) 様式 107号

目的	国民年金の被保険者期間中又は被保険者資格喪失後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住所があるときに初診日のある傷病(病気やけが)で障害の状態になった者が障害給付を受けるときの請求
概要	<p>【障害認定日による請求】</p> <p>次の3つの要件全てに該当していることが必要である。</p> <p>[初診日要件]</p> <p>国民年金の被保険者期間中又は被保険者資格喪失後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住所があるときに初診日のある傷病(病気やけが)により障害の状態になったこと。</p> <p>[保険料納付要件]</p> <p>① 障害の原因となった傷病の初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間(第2号被保険者期間としての20歳未満及び60歳以上の期間も含む)と保険料免除期間を合わせた期間が、3分の2以上あることが必要である。</p> <p>② 障害の原因となった傷病の初診日が65歳到達日前にある者で、その初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が、3分の2に満たない場合でも、平成38年4月1日前までに初診日がある場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がなければ、納付要件を満たすことになる。</p> <p>[障害の程度の要件]</p> <p>障害認定日(傷病の状態が治った(固定した)日又は初診日から1年6月を経過した日)に障害等級の1級又は2級の障害の状態にある場合に、障害基礎年金を受給することができる。</p> <p>【障害の程度の認定】</p> <p>障害の程度の認定は、障害年金センターにおいて、国年令別表に規定されている「障害の程度」の「障害等級認定基準」に基づき行われる。</p> <p>※ 新規に旧法の障害年金を請求する者の診査にあたっては、旧国年法別表の「国民年金障害等級認定基準」(昭和54年11月1日庁保発第31号)及び「国民年金において併合認定を行う場合の後発障害認定基準」(昭和54年11月1日庁保発第32号)により障害の程度が認定される。</p> <p>《用語の説明》</p> <p>[初診日] 障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日をいう。</p> <p>[障害認定日] 障害基礎年金等の支給を受けることのできる障害の程度の状態にあるかを判断する日をいう。なお、この障害認定日は、初診日から1年6月を経過した日又はその間においてなおった日(身体の一部を失った日や症状が安定し、長期にわたってその傷病の固定性が認められ、医療上、治療の効果が期待できないと判断された日)をいう。</p> <p>[事後重症による請求]</p> <p>障害の原因となった傷病の初診日の前日において、被保険者要件及び保険料納付要件を満たしている者の障害の状態が、障害認定日において2級の状態までに該当しない場合に、その後、65歳に到達する日の前日までの間に、その障害の状態が悪化し、かつ本人が65歳に達する日の前日までに障害年金を請求することにより、2級又は1級の障害の状態に該当した場合は、請求した日に障害基礎年金の受給権が発生する。</p> <p>なお、年金の支給開始は障害年金の請求日の属する月の翌月からとなる。</p>

## 概要

## [20歳前に初診日がある傷病による請求]

20歳に達する前に初診日がある傷病で障害の状態になった者が、20歳に達した日(障害認定日が20歳以後の場合はその障害認定日)において、障害等級の1級又は2級の障害の状態にある場合に、障害基礎年金を受給することができる。

また、20歳に達した時(又は障害認定日)に、1級又は2級の障害の状態に該当しない場合であっても、その後、65歳に到達するまでの間に、1級又は2級の障害の状態に該当した場合は、本人の請求により、請求した日に障害基礎年金の受給権が発生する。

## ※ 本人の所得制限(全額・半額支給停止)

国民年金制度加入前の障害であることから、保険料を納付した期間が無い場合、本人の所得制限が設けられている。

本人の前年所得が、政令で定める限度額を超える場合は、その年の8月から翌年の7月までの間、所得額に応じて年金額の半額あるいは全額が支給停止される。

## [初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求]

障害等級の1級又は2級に該当しない程度の障害の状態(障害等級3級以下)にある者が、新たに生じた3級以下の傷病(以下「基準傷病」という。)により基準傷病の障害認定日以降65歳に達する日の前日までに、基準傷病による障害と他の障害とを併せ、初めて障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になったときは、請求することによって障害基礎年金が支給される。

この場合、初めて1級又は2級の状態を確認できた日(診断書の現症年月日や人工臓器等を装着した日等)が受給権発生日となり、支給開始は請求日の属する月の翌月からとなる。

## [平成6年改正法附則第4条による請求]

平成6年11月9日施行の法律改正により、それまでは、3級不該当となり3年経過すると受給権が消滅(失権)していた取り扱いが、65歳到達日又は3級不該当より3年を経過した日のいずれか遅い日に受給権が消滅することに改善された。

この改正に伴い、施行日前に受給権が消滅(失権)している障害年金の受給権者であった者が、65歳到達日の前日までに同一傷病の障害の程度が悪くなり、障害等級の1級又は2級に該当する場合は、請求することによって障害基礎年金が支給される。

この場合、請求書の受付日が受給権発生日となり、支給開始は請求日の属する月の翌月からとなる。

## [平成6年改正法附則第6条による請求]

初診日が昭和36年4月1日～昭和61年3月31日にある傷病で、当時の支給要件に該当しないため障害年金を受けなかったことがなく、初診日に公的年金制度に加入していた者が、平成6年11月9日以後65歳になるまでにその傷病で障害等級の1級又は2級に該当する状態になり、3分の2の保険料納付要件を満たしている場合は、20歳前障害と同様に請求することによって障害基礎年金が支給される。

本人の所得制限があるのも同様である。(厚生年金及び共済加入中(12月未満)の者も対象となる。)

この場合、請求書の受付日が受給権発生日となり、支給開始は請求日の属する月の翌月からとなる。

## 【結果】

年金受給権者となり、障害年金センターから『年金証書・年金決定通知書』が送付される。

受給権発生日の翌月分から年金の受け取りができる。障害認定日請求の場合は、障害認定日が受給権発生日となり、障害認定日が属する月の翌月から支給開始され、事後重症による請求の場合は、請求日の属する月の翌月から支給開始となる。